

奈良市公報

号外第8号 令和3年5月規則等

令和4年6月20日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

規 則

月	日	番号	件 名	主 管
5	7	25	奈良市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則	消防局総務課
5	31	26	奈良市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則	保健衛生課
5	31	27	奈良市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則	保健衛生課

告 示

月	日	番号	件 名	主 管
5	7	272	奈良市高齢者虐待防止対策協議会設置要綱の一部を改正する告示	長寿福祉課
5	13	289	奈良市妊娠判定受診料公費負担事業実施要綱の一部を改正する告示	母子保健課
5	24	298	奈良市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する告示	子育て相談課

公 営 企 業

月	日	番号	件 名	主 管
5	31	10	奈良市企業局事務専決規程の一部を改正する規程	企業総務課

教 育 委 員 会

月	日	番号	件 名	主 管
5	19	8	奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部を改正する規則	地域教育課

災 害 対 策 本 部

月	日	番号	件 名	主 管
5	10	1	奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示	危機管理課

正 誤 表

正誤表

規**則**

奈良市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 5 月 7 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第 25 号

奈良市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市消防団員等公務災害補償条例施行規則（昭和 41 年奈良市規則第 29 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 常時介護を要する状態の項中「166,950 円」を「171,650 円」に、「72,990 円」を「73,090 円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「83,480 円」を「85,780 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の奈良市消防団員等公務災害補償条例施行規則別表第 4 の規定は、令和 3 年 4 月 1 日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

（令和 3 年 5 月 7 日掲示済）

奈良市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 5 月 31 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第 26 号

奈良市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

奈良市食品衛生法施行細則（平成 14 年奈良市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

題名中「奈良市食品衛生法」の次に「等」を加える。

第 1 条中「法」という。）の次に「及び食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）」を、「省令」という。）の次に「食品衛生法第 58 条第 1 項に規定する食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合等を定める命令（令和元年内閣府・厚生労働省令第 11 号。以下「内閣府・厚生労働省令」という。）を、「県条例」という。）の次に「並びに食品表示法第 6 条第 8 項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（平成 27 年内閣府令第 11 号。以下「府令」という。）を加える。

第 5 条中「次に掲げる条件」を「食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）に規定する食品製造用水の規格」に改め、同条各号を削る。

第 6 条中「食品衛生管理者設置（変更）届」を「食品衛生管理者選任（変更）届」に改める。

第 7 条第 1 項中「営業許可申請書」を「営業許可申請書・営業届（新規、継続）」に改め、同条第 2 項中「第 67 条第 1 項に定める図面を添えるほか、次に掲げる書類」を「第 67 条第 1 項ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、営業を譲り受けたことを証する書類又はその写し」に改め、同項各号を削り、同条第 3 項を次のように改める。

3 市長は、前項に規定するもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

第 8 条中「第 52 条第 1 項」を「第 55 条第 1 項」に改める。

第 10 条第 1 項ただし書中「市長が定めた」を「次項に規定する営業又は市長が必要と認める」に改め、同条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、営業許可の有効期間は、5 年とする。

（1）令第 35 条第 1 号に規定する飲食店営業で露店形態の営業をする場合

（2）令第 35 条第 2 号に規定する調理の機能を有する自動販売機（屋内に設置され、かつ、容器包装に入れられず、又は容器包装で包まれない状態の食品に直接接触する部分を自動的に洗浄するための装置その他の食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な装置を有するものを除く。）により食品を調理し、調理された食品を販売する営業をする場合

（3）令第 35 条第 1 号に規定する飲食店営業、同条第 4 号に規定する魚介類販売業又は同条第 9 号に規定する食肉

処理業で自動車を利用して営業をする場合

第 12 条第 1 項中「第 68 条第 1 項」の次に「、第 69 条第 1 項又は第 70 条第 1 項」を加え、「営業相続承継届」を「地位承継届」に改め、同条第 2 項及び第 3 項を削り、同条の次に次の 1 条を加える。

(営業の届出)

第 12 条の 2 省令第 70 条の 2 に規定する届出書は、営業許可申請書・営業届（新規、継続）（別記第 3 号様式）又は営業届（別記第 7 号様式）とする。

第 13 条の見出しを「(申請事項の変更の届出)」に改め、同条第 1 項中「営業許可申請事項等変更届」を「営業許可申請書・営業届（変更）」に改め、同条第 2 項中「変更の事実を証する書面を提示するほか、変更が営業設備の大要に係る」を「施設の構造及び設備を示す図面に変更がある」に改め、「図面」の次に「(飲用に適する水を使用するときは、水質検査の結果を証する書類の写しを含む。)」を加え、同条に次の 1 項を加える。

3 市長は、前項に規定するもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

第 14 条の見出しを「(廃業の届出)」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

省令第 71 条の 2 の規定による届出は、営業許可申請書・営業届（廃業）（別記第 10 号様式）により行わなければならない。

第 14 条第 2 項中「営業許可を受けた者」を「許可営業者又は法第 57 条第 1 項の規定による営業の届出をした者（以下「届出営業者」という。）」に、「第 53 条第 1 項」を「第 56 条第 1 項又は第 57 条第 2 項」に改め、同項中「許可営業者」の次に「又は届出営業者」を加える。

第 14 条の 2 第 3 項中「証する書類」の次に「又はその写し」を加え、同条第 4 項第 2 号中「第 35 条第 13 項」を「第 35 条第 15 項」に改める。

第 15 条を次のように改める。

(食品等の回収の届出)

第 15 条 内閣府・厚生労働省令第 2 条、第 3 条若しくは第 4 条又は府令第 5 条の規定による食品等の回収の届出は、自主回収届（着手／変更／終了）（別記第 11 号様式）により行わなければならない。

第 16 条を削り、第 17 条を第 16 条とする。

別記第 2 号様式から第 4 号様式までを次のように改める。

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

(宛先) 奈良市長

整理番号：
※届出者による記載は不要です。

食品衛生管理者選任（変更）届

下記のとおり、食品衛生管理者を選任（変更）したので、食品衛生法第48条第8項の規定により届け出ます。（※営業許可申請書に添付する場合であって、内容が重複する項目（太線枠内項目）は、記載を省略することができます。）

届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：	法人番号：	
	届出者住所 ※法人にあっては、所在地		
	(ふりがな)		
	届出者氏名 ※法人にあっては、 その名称及び代表者の氏名 年 月 日生		
施設情報	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号、商号		
令第13条に規定する食品 又は添加物の別		①全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの） ②加糖粉乳 ⑤魚肉ハム ⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） ③調製粉乳 ⑥魚肉ソーセージ ⑨マーガリン ⑩添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたもの） ④食肉製品 ⑦放射線照射食品 ⑩ショートニング	
食品衛生 管理者 情報	氏名	(ふりがな) 年 月 日生	
	住所		
	職名		
	職種		
	職務内容		
	選任（変更）年月日	年 月 日	
備考	添付書類		☐ 履歴書 ☐ 資格等を証する書面 ☐ 営業者に対する関係を証する書面
	(ふりがな)		電話番号
	担当者 氏名		

第 3 号様式 (第 7 条関係)

【表面：許可・届出共通 記載】

(表)

年 月 日
整理番号：
※申請者、届出者による記載は不要です。

(宛先) 奈良市長

営業許可申請書・営業届 (新規、継続)

食品衛生法 (第55条第1項・第57条第1項) の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。
※ 以下の情報は、「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータ (インターネットで情報公開する取組) として公開します。
申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄 (公開に不都合のある項目) にチェックしてください。
☐ 申請者又は届出者氏名 ☐ 申請者又は届出者住所 ☐ 営業施設名称、屋号又は商号 ☐ 営業施設所在地 ☐ 営業施設連絡先

申請者・届出者情報	郵便番号：		電話番号：		FAX番号：	
	電子メールアドレス：				法人番号：	
	申請者・届出者住所 ※法人にあつては、所在地					
	(ふりがな)				(生年月日)	
営業施設情報	申請者・届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名				年 月 日生	
	郵便番号：		電話番号：		FAX番号：	
	電子メールアドレス：					
	施設の所在地					
	(ふりがな)					
	施設の名称、屋号又は商号					
	(ふりがな)				資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する 営業者を除く。				受講した講習会	都道府県知事等の講習会 (適正と認める場合を含む。) 講習会名称 年 月 日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装				自由記載	
	自動販売機の型番				業態	
HACCPの取組		☐ HACCPに基づく衛生管理 ☐ HACCPの考え方を取り入れた衛生管理				
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設					☐
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。					☐
営業届出	営 業 の 形 態					備考 (自動車による営業の場合、自動車登録番号)
	1					
	2					
	3					
担当者	(ふりがな) 担当者氏名					電話番号

(裏)

【裏面：許可のみ（ただし、最下の備考欄は許可・届出共通） 記載】

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係		該当には ☒
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。		☐
	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。		☐
	(3) 法人であって、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの		☐
営業施設情報	令第13条に規定する食品又は添加物の別 ☐ ①全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの） ☐ ②加糖粉乳 ☐ ⑤魚肉ハム ☐ ⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） ☐ ③調製粉乳 ☐ ⑥魚肉ソーセージ ☐ ⑨マーガリン ☐ ⑪添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたもの） ☐ ④食肉製品 ☐ ⑦放射線照射食品 ☐ ⑩ショートニング		
	(ふりがな)		資格の種類
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任（変更）届」も別途必要		受講した講習会
	使用水の種類 ① 水道水（ ☐ 水道水 ☐ 専用水道 ☐ 簡易専用水道） ② ☐ ①以外の飲用に適する水		自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設 ☐		生食用食肉の加工又は調理を行う施設 ☐
	ふぐの処理を行う施設 ☐		
	(ふりがな)		
	ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合		認定番号等
添付書類	☐ 施設の構造及び設備を示す図面（事業譲渡の場合は省略可） ☐		
	☐ （飲用に適する水使用の場合）水質検査の結果 ☐		
	☐ ☐		
	☐ ☐		
事業譲渡	営業を譲り受けたことを証する旨（提示書類） ☐ 営業を譲り受けたことを証する書類又はその写し		
営業許可業種	許可番号及び許可年月日		営業の種類
	1	年 月 日	
	2	年 月 日	
	3	年 月 日	
	4	年 月 日	
備考			

第4号様式(第8条関係)

第 号
許可番号：
整理番号：

営 業 許 可 証

営業者氏名 _____

食品衛生法第55条第1項の規定により、次のとおり許可します。

許可年月日：

奈良市長 印

記

1. 営業の所在地 _____
2. 営業の種類 _____
3. 営業の名称
屋号又は商号 _____
4. 有効期間 _____
5. 備考 _____

別記第6号様式から第10号様式までを次のように改める。

第6号様式（第12条関係）

(表)

年 月 日

整理番号：

※申請者、届出者による記載は不要です。

(宛先) 奈良市長

地位承継届

下記のとおり、営業者の地位を承継（相続・合併・分割）したので、食品衛生法（第56条第2項・第57条第2項）の規定に基づき届け出ます。

※ 以下の情報は、「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータ（インターネットで情報公開する取組）として公開します。

申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄（公開に不都合のある項目）にチェックしてください。

☐ 申請者又は届出者氏名 ☐ 申請者又は届出者住所 ☐ 営業施設名称、屋号又は商号 ☐ 営業施設所在地 ☐ 営業施設連絡先

※ 承継する施設が輸出食品取扱施設の場合、申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。

地位を承継する者の情報	郵便番号：		電話番号：		FAX番号：	
	電子メールアドレス：				法人番号：	
	届出者住所 ※法人にあっては、所在地					
	(ふりがな)				生年月日 年 月 日生	
	届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名				被相続人との続柄	
被相続人	郵便番号：		電話番号：		FAX番号：	
	電子メールアドレス：					
	被相続人の氏名		(ふりがな)			
	被相続人の住所					
	相続開始年月日		年 月 日			
	添付書類		☐ 戸籍謄本 又は ☐ 法定相続情報一覧図の写し ☐ 同意書（相続人が2人以上いる場合）			
合併により消滅した法人	郵便番号：		電話番号：		FAX番号：	
	電子メールアドレス：				法人番号：	
	合併により消滅した法人の名称及び代表者氏名		(ふりがな)			
	合併により消滅した法人の所在地					
	合併年月日		年 月 日			
	添付書類		☐ 登記事項証明書（合併後存続する法人又は設立された法人の登記事項証明書）			
分割前の法人	郵便番号：		電話番号：		FAX番号：	
	電子メールアドレス：				法人番号：	
	分割前の法人の名称及び代表者の氏名		(ふりがな)			
	分割前の法人の所在地					
	分割年月日		年 月 日			
	添付書類		☐ 登記事項証明書（分割により営業を承継した法人の登記事項証明書）			

(月曜日)

号外第 8 号

営業施設情報	郵便番号：		電話番号：		FAX番号：	
	電子メールアドレス：					
	施設の所在地					
	(ふりがな)					
	施設の名称、屋号、商号					
	許可番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入		営業の種類		備考	
	番号	年	月	日		
	番号	年	月	日		
	番号	年	月	日		
	番号	年	月	日		
	番号	年	月	日		
営業施設情報	郵便番号：		電話番号：		FAX番号：	
	電子メールアドレス：					
	施設の所在地					
	(ふりがな)					
	施設の名称、屋号、商号					
	許可番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入		営業の種類		備考	
	番号	年	月	日		
	番号	年	月	日		
	番号	年	月	日		
	番号	年	月	日		
	番号	年	月	日		
営業施設情報	郵便番号：		電話番号：		FAX番号：	
	電子メールアドレス：					
	施設の所在地					
	(ふりがな)					
	施設の名称、屋号、商号					
	許可番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入		営業の種類		備考	
	番号	年	月	日		
	番号	年	月	日		
	番号	年	月	日		
	番号	年	月	日		
	番号	年	月	日		
備考						

第 7 号様式 (第 12 条の 2 関係)

年 月 日

整理番号：

※届出者による記載は不要です。

(宛先) 奈良市長

営業届

食品衛生法第 57 条第 1 項の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は、「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータ（インターネットで情報公開する取組）として公開します。

届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄（公開に不都合のある項目）にチェックしてください。

☐ 届出者氏名 ☐ 届出者住所 ☐ 営業施設名称、屋号又は商号 ☐ 営業施設所在地 ☐ 営業施設連絡先

届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：	法人番号：	
	届出者住所 ※法人にあっては、所在地		
	(ふりがな)		(生年月日)
営業施設情報	届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名		年 月 日生
	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	(ふりがな)	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する 営業者を除く。	受講した講習会	都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む。） 講習会名称 年 月 日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載	
	自動販売機の型番	業態	
HACCPの取組	☐ HACCPに基づく衛生管理 ☐ HACCPの考え方を取り入れた衛生管理		
業種に 応じた 情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設		☐
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。		☐
営業届出	営 業 の 形 態		備考（自動車による営業の場合、自動車登録番号）
	1		
	2		
	3		
担当者	(ふりがな)		電話番号
	担当者氏名		
備考			

第8号様式 削除

第9号様式 (第13条関係)

【表面：許可・届出共通 記載】

(表)

年 月 日

※太線枠内については変更がある項目のみ記載してください。

整理番号：

※変更がある項目については、項目名を○で囲んでください。

※申請者、届出者による記載は不要です。

(宛先) 奈良市長

営業許可申請書・営業届 (変更)

食品衛生法施行規則(第71条)の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は、「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータ(インターネットで情報公開する取組)として公開します。

申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄(公開に不都合のある項目)にチェックしてください。

☐ 申請者又は届出者氏名 ☐ 申請者又は届出者住所 ☐ 営業施設名称、屋号又は商号 ☐ 営業施設所在地 ☐ 営業施設連絡先

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：	法人番号：	
	申請者・届出者住所 ※法人にあっては、所在地		
	(ふりがな) 申請者・届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名		(生年月日) 年 月 日生
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな) 施設の名称、屋号又は商号		
	(ふりがな) 食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	資格の種類 受講した講習会	食管・食監・調・製・米・船舶・と畜・食鳥 都道府県知事等の講習会(適正と認める場合を含む。) 講習会名称 年 月 日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装		自由記載
	自動販売機の型番		業態
HACCPの取組		☐ HACCPに基づく衛生管理 ☐ HACCPの考え方を取り入れた衛生管理	
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設		☐
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。		☐
営業届出	営 業 の 形 態		備考(自動車による営業の場合、自動車登録番号)
	1		
	2		
	3		
担当者	(ふりがな) 担当者氏名		電話番号

(裏)

【裏面：許可のみ（ただし、最下の備考欄は許可・届出共通） 記載】

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係		該当には ☒
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。		☐
	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。		☐
営業施設情報	(3) 法人であって、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの		☐
	令第13条に規定する食品又は添加物の別 ☐ ①全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの） ☐ ②加糖粉乳 ☐ ③魚肉ハム ☐ ④食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） ☐ ⑤調製粉乳 ☐ ⑥魚肉ソーセージ ☐ ⑦マーガリン ☐ ⑧添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたもの） ☐ ⑨食肉製品 ☐ ⑩放射線照射食品 ☐ ⑪ショートニング		
	(ふりがな)		資格の種類
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任（変更）届」も別途必要		受講した講習会 講習会名称 年 月 日
	使用水の種類		自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合
業種に応じた情報	① 水道水 （ ☐ 水道水 ☐ 専用水道 ☐ 簡易専用水道 ）		
	② ☐ ①以外の飲用に適する水		
	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設 ☐	生食用食肉の加工又は調理を行う施設 ☐	
	ふぐの処理を行う施設 ☐		
添付書類	(ふりがな)		
	ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合		認定番号等
	☐ 施設の構造及び設備を示す図面 ☐		
	☐ （飲用に適する水使用の場合）水質検査の結果 ☐		
営業許可業種	☐		
	許可番号及び許可年月日	営 業 の 種 類	備考
	1 年 月 日		
	2 年 月 日		
	3 年 月 日		
備考	4 年 月 日		

第10号様式（第14条関係）

(表)

年 月 日

【表面：許可・届出共通 記載】

整理番号：

※太線枠内は、必ず記載してください。

※申請者、届出者による記載は不要です。

(宛先) 奈良市長

営業許可申請書・営業届（廃業）

食品衛生法施行規則（第71条の2）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は、「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータ（インターネットで情報公開する取組）として公開します。

申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄（公開に不都合のある項目）にチェックしてください。

☐ 申請者又は届出者氏名 ☐ 申請者又は届出者住所 ☐ 営業施設名称、屋号又は商号 ☐ 営業施設所在地 ☐ 営業施設連絡先

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	申請者・届出者住所 ※法人にあっては、所在地		
	(ふりがな)		(生年月日)
営業施設情報	申請者・届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名		年 月 日生
	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
業種に応じた情報			
営業届出	営 業 の 形 態		備考（自動車による営業の場合、自動車登録番号）
	1		
	2		
	3		
廃業年月日			
担当者	(ふりがな)		電話番号
	担当者氏名		

(裏)

【裏面：許可のみ（ただし、最下の備考欄は許可・届出共通） 記載】

申請者・届出者情報			
営業施設情報			
	自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合		
業種に応じた情報			
添付書類	☐	☐	
	☐	☐	
	☐	☐	
	☐	☐	
営業許可業種	許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考
	1	年 月 日	
	2	年 月 日	
	3	年 月 日	
	4	年 月 日	
備考			

別記第11号様式を次のように改める。

第 11 号様式 (第 15 条関係)

(表)

年 月 日

整理番号：
届出者による記載は不要です。

(宛先) 奈良市長

※食品表示法に関する自主回収の場合は、食品関連事業者の主たる事務所に所管する都道府県知事等又は消費者庁長官宛て

自主回収届(着手/変更/終了)

※変更、終了を届け出る場合は、変更箇所のみ記載してください。

なお、太線枠内は変更等がない場合も記載してください。太線枠内を変更する場合は、変更箇所がわかるように丸印をつけてください。

破線枠内については営業者(届出者)が回収の事務を他の者に指示し、又は委託した場合は記載してください。

食品衛生法第 58 条第 1 項□ 食品表示法第 10 条の 2 □の規定に基づき、次のとおり食品等の自主回収を届け出ます。

届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：	法人番号：	
	届出者住所 ※法人にあっては、主たる事務所の所在地		
	(ふりがな)		
届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 ※食品表示法に関する自主回収の場合は表示に責任を有する者			
回収担当部門	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：	法人番号：	
	回収担当部門所在地		
	回収担当部門・担当者氏名 (ふりがな) ※食品表示法に関する自主回収の場合は表示に責任を有する者		
回収委託先情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：	法人番号：	
	委託事業者住所 ※法人にあっては、主たる事務所の所在地		
	(ふりがな)		
委託事業者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名			
製造所又は加工所情報(注)	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：	法人番号：	
	製造所又は加工所の所在地		
	(ふりがな)		
製造所又は加工所の名称(屋号、商号は追記してください) ※法人にあっては、その名称			
回収する食品等の情報等	食品等の一般名称：		商品名：
	食品等の特定情報(形態、内容量、消費期限、賞味期限、JANコード、製造番号、ロット番号、表示事項、出荷者、農場等)		
	※多数ある場合は、別紙にリストを添付してください。		
	回収の理由	内容	
☐ ①食品衛生法に違反			
☐ ②食品衛生法に違反するおそれ			
☐ ③食品表示法に違反			
☐ ④食品表示法に違反するおそれ			

(注) 一次産品の場合は、出荷者等の営業所等の情報 (注) 輸入品の場合は、輸入業者の営業所等の情報

(裏)

回収する食品等の情報等	回収着手時点における販売状況（販売地域、販売先、販売日、販売数量等）※多数ある場合は、別紙にリストを添付してください。	
	回収に着手した年月日	年 月 日
	回収の方法（回収方法、回収情報の周知方法、問合せ先、回収品の保管場所、回収後の対応、回収終了予定等）	
	回収状況（販売数量に対する回収数量、回収終了等）※届出時点	
	健康被害の発生状況（生命又は身体に対する危害の発生の有無）	
	健康への危険の程度※都道府県等において記載	
内容※都道府県等において記載		
画像（商品の全体がわかる画像、表示（食品関連事業者、製造所・加工所、消費期限、賞味期限、JANコード、製造番号・ロット番号等）		
※多数ある場合は、別紙にリストを添付してください。		
備考		
担当者	(ふりがな)	電話番号
	担当者氏名	

別記第 12 号様式を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市食品衛生法施行細則（以下「改正前の規則」という。）第 7 条第 1 項の規定により提出されている営業許可申請書は、この規則による改正後の奈良市食品衛生法等施行細則（以下「改正後の規則」という。）の規定により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に改正前の規則第 8 条の規定により交付されている営業許可証は、当該許可の有効期間の満了の日までの間、改正後の規則第 8 条の規定により交付されたものとみなす。
- 4 改正前の規則第 12 条から第 14 条まで及び第 16 条の規定は、この規則の施行の際、現に食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号）第 2 条の規定による改正前の食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 52 条第 1 項の許可を受けて食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第 123 号。以下「改正令」という。）第 1 条の規定による改正前の食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号。以下「令」という。）第 35 条各号の営業（改正令第 1 条の規定による改正後の令第 35 条各号の営業のいずれかに該当するものに限る。）を行っている者について、当該許可の有効期間の満了の日までの間、なおその効力を有する。この場合において、改正前の規則第 12 条第 1 項中「営業相続承継届（別記第 6 号様式）」とあり、同条第 2 項中「営業合併承継届（別記第 7 号様式）」とあり、及び同条第 3 項中「営業分割承継届（別記第 8 号様式）」とあるのは「奈良市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則（令和 3 年奈良市規則第 26 号）による改正後の奈良市食品衛生法等施行細則（以下「改正後の規則」という。）第 12 条及び別記第 6 号様式の規定による地位承継届」と、改正前の規則第 13 条第 1 項中「営業許可申請事項等変更届（別記第 9 号様式）」とあるのは「改正後の規則第 13 条及び別記第 9 号様式の規定による営業許可申請書・営業届（変更）」と、同条第 2 項中「変更の事実を証する書面」とあるのは「市長が必要と認める書類」と、改正前の規則第 14 条第 1 項中「許可営業廃止届（別記第 10 号様式）」とあるのは「改正後の規則第 14 条及び別記第 10 号様式の規定による営業許可申請書・営業届（廃業）」と、改正前の規則第 16 条中「食品衛生責任者設置（変更）届（別記第 12 号様式）」とあるのは「改正後の規則第 13 条及び別記第 9 号様式の規定による営業許可申請書・営業届（変更）」と読み替えるものとする。
- 5 この規則の施行の際、現に改正前の規則別記第 2 号様式、第 3 号様式、第 6 号様式から第 10 号様式まで、第 11 号様式及び第 12 号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和 3 年 5 月 31 日揭示済)

奈良市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 5 月 31 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第 27 号

奈良市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則

奈良市保健所長事務委任規則（平成 14 年奈良市規則第 58 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 33 号ケ中「第 52 条第 1 項」を「第 55 条第 1 項」に改め、同号ケ中「第 53 条第 2 項」を「第 56 条第 2 項又は第 57 条第 2 項」に改め、「許可営業者」の次に「又は届出営業者」を加え、同号中ト及びナを削り、テをトとし、ツを削り、チをテとし、タをツとし、ソを削り、同号セ中「昭和 23 年厚生省令第 23 号」の次に「。以下この号において「省令」という。」を加え、「営業許可申請書記載事項等の変更届」を「許可営業者又は届出営業者の申請事項の変更の届出」に改め、同号セを同号タとし、その次に次のように加える。

チ 省令第 71 条の 2 の規定による許可営業者又は届出営業者の廃業の届出の受理に関すること。

第 2 条第 1 項第 33 号ス中「第 61 条第 1 項」を「第 67 条第 1 項」に改め、同号スを同号ソとし、同号シ中「第 56 条」を「第 61 条」に改め、同号シを同号セとし、同号サ中「第 55 条第 1 項」を「第 60 条第 1 項」に改め、同号サを同号スとし、同号コ中「第 54 条」を「第 59 条」に改め、同号コを同号シとし、同号ケの次に次のように加える。

コ 法第 57 条第 1 項の規定による営業の届出の受理に関すること。

サ 法第 58 条第 1 項の規定による食品等の回収の届出の受理に関すること。

第 2 条第 1 項第 34 号中キをクとし、力の次に次のように加える。

キ 法第 10 条の 2 第 1 項の規定による食品の回収の届出の受理及び当該届出に係る同条第 2 項の規定による公表に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の奈良市保健所長事務委任規則第 2 条第 33 号ク、ケ、セ、ソ、ツ及びナの規定は、この規則の施行の際、現に食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号）第 2 条の規定による改正前の食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 52 条第 1 項の許可を受けて食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第 123 号。以下「改正令」という。）第 1 条の規定による改正前の食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号。以下「令」という。）第 35 条各号の営業（改正令第 1 条の規定による改正後の令第 35 条各号の営業のいずれかに該当するものに限る。）を行っている者に係る事務について、当該許可の有効期間の満了の日までの間、なおその効力を有する。

(令和 3 年 5 月 31 日揭示済)

告

示

奈良市告示第 272 号

奈良市高齢者虐待防止対策協議会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 3 年 5 月 7 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市高齢者虐待防止対策協議会設置要綱の一部を改正する告示

奈良市高齢者虐待防止対策協議会設置要綱（平成 25 年奈良市告示第 112 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の表中「奈良市市民部男女共同参画課」を「奈良市市民部共生社会推進課」に改める。

附 則

この告示は、令和 3 年 5 月 7 日から施行する。

(令和 3 年 5 月 7 日揭示済)

奈良市告示第 289 号

奈良市妊娠判定受診料公費負担事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 3 年 5 月 13 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市妊娠判定受診料公費負担事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市妊娠判定受診料公費負担事業実施要綱（平成 20 年奈良市告示第 309 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「住所」の次に「又は居所」を加え、「女性及びその扶養義務者で、その属する世帯の構成員（妊娠判定検査を受診する本人及びその扶養義務者に限る。第 5 条において同じ。）の当該年度（当該年度の市町村民税が確定していない場合は、前年度。第 5 条において同じ。）の市町村民税が非課税であるもの」を「児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 5 項に規定する特定妊婦と疑われる者」に改め、同条ただし書を削る。

第 4 条中「まで、1 年度当たり 2 回」を削る。

第 5 条第 1 項中「に、その属する世帯の構成員の当該年度の市町村民税が非課税であることを証する書類又は生活保護証明書若しくは中国残留邦人等支援給付に係る証明書を添えて市長に申請しなければならない」を「を市長に提出するものとする」に改め、同項ただし書を削り、同条第 2 項ただし書を削る。

第 6 条第 3 項を削る。

第 7 条を削り、第 8 条を第 7 条とする。

別記第 1 号様式及び第 2 号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

別記第 3 号様式を削る。

附 則

この告示は、令和3年5月13日から施行する。

(令和3年5月13日掲示済)

奈良市告示第298号

奈良市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年5月24日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市子育て短期支援事業実施要綱（平成7年奈良市告示第395号）の一部を次のように改正する。

第2条中「実施施設」という。）の次に「又は市長が適当と認めた里親その他の保護を適切に行うことができる者（保育士及び子育て支援員を含む。以下「里親等」という。）」を加え、「実施施設が児童の居住地から遠方にあるその他実施施設において」を「児童等の近隣に実施施設がないこと等により」に、「保育士又は市長が適当と認めた里親（以下「里親等」という。）」を「里親等」に改める。

第3条第1号ア中「場合等に、その児童を」を「場合、経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合その他市長が認める場合に、」に改め、同号イ中「家庭の児童」の次に「又は母子等」を加え、同号イに次のように加える。

（オ）経済的問題等により緊急一時的に母子保護を必要とする場合

第6条第1項及び第4項中「実施施設の長」の次に「又は里親等」を加える。

第7条中「送迎は、」の次に「原則として」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、保護者が児童に付き添うことが困難である場合等に、居宅から実施施設若しくは里親等の居宅の間又は実施施設若しくは里親等の居宅から保育所、学校等の間について、実施施設等の職員が送迎を行うことができる。

第8条中「実施施設の長」の次に「又は里親等」を加える。

第10条中「実施施設」を「実施施設及び里親等」に改める。

別表の1の表を次のように改める。

1 短期入所生活援助（ショートステイ）事業<1日当たり>

世帯区分	利用区分	基準単価 (A)	保護者負担額 (B)	市負担額 (A-B)
生活保護世帯、中国残留邦人等支援給付を受けている世帯及び母子家庭・父子家庭の市区町村民税非課税世帯（みなし寡婦（夫）世帯を含む。）	2歳未満児	10,700円	0円	10,700円
	2歳以上児	5,500円	0円	5,500円
	緊急一時保護の母親	1,500円	0円	1,500円
市区町村民税非課税世帯及び母子家庭・父子家庭の市区町村民税課税世帯	2歳未満児	10,700円	1,100円	9,600円
	2歳以上児	5,500円	1,000円	4,500円
	緊急一時保護の母親	1,500円	300円	1,200円
その他の世帯	2歳未満児	10,700円	5,350円	5,350円
	2歳以上児	5,500円	2,750円	2,750円
	緊急一時保護の母親	1,500円	750円	750円

別表の2の表中「1日あたり」を「1日当たり」に改め、同表に次のように加える。

3 送迎<1日当たり>

世帯区分	基準単価 (A)	保護者負担額 (B)	市負担額 (A-B)
生活保護世帯、中国残留邦人等支援給付を受けている世帯及び母子家庭・父子家庭の市区町村民税非課税世帯（みなし寡婦（夫）世帯を含む。）	2,000円	0円	2,000円

市区町村民税非課税及び母子家庭・父子家庭の市区町村民税課税世帯	2,000 円	200 円	1,800 円
その他の世帯	2,000 円	1,000 円	1,000 円

別記第1号様式中

「 利 用 施 設 _____ 」を

「 利用施設名又は里親等の氏名 _____ 」に改める。

送迎利用の有無 _____ 有 (_____ 日間)・無 _____ 」

別記第2号様式中

「 利 用 施 設 名 _____ 」を

保 護 者 負 担 金 _____ 1 日につき _____ 円 _____ 」

「 利用施設名又は里親等の氏名 _____ 」に、「実施施設」

保 護 者 負 担 金 _____ 1 日につき _____ 円 _____

保 護 者 負 担 金 (送 迎 分) _____ 1 日につき _____ 円 _____ 」

を「実施施設及び里親等」に改める。

別記第4号様式中

「 利 用 期 間 _____ 年 月 日～ _____ 年 月 日 (_____ 日間) _____ 年 月 日～ _____ 年 月 日 (約 _____ 箇月間) _____ 」を

「 利 用 期 間 _____ 年 月 日～ _____ 年 月 日 (_____ 日間) _____ 年 月 日～ _____ 年 月 日 (約 _____ 箇月間) _____ 」に、

送 迎 利 用 日 _____ 」

「 負 担 額 _____ 奈良市 _____ 円／日× _____ = _____ 円 _____ 保護者等 _____ 円／日× _____ = _____ 円 _____ 」を

「 負 担 額 _____ 奈良市 _____ 円／日× _____ = _____ 円 _____ 保護者等 _____ 円／日× _____ = _____ 円 _____ 負 担 額 _____ 奈良市 _____ 円／日× _____ = _____ 円 _____ (送 迎 分) _____ 保護者等 _____ 円／日× _____ = _____ 円 _____ 」に改める。

別記第6号様式中「(電話番号 _____)」を

「 (電話番号 _____) _____ 」に、

里親等にあつては、施設名の記入は不要とし、「代表者」を「氏名」とする。 _____ 」

利 用 期 間	予定期間	年 月 日～ 年 月 日 (日間)	を
	実施期間	年 月 日～ 年 月 日 (日間)	

利 用 期 間	予定期間	年 月 日～ 年 月 日 (日間)	に改める。
	実施期間	年 月 日～ 年 月 日 (日間)	
送 迎	予定日		
	実施日		

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年5月24日から施行し、この告示による改正後の奈良市子育て短期支援事業実施要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の奈良市子育て短期支援事業実施要綱別記第1号様式、第2号様式、第4号様式及び第6号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和3年5月24日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局管理規程第10号

奈良市企業局事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年5月31日

奈良市公営企業管理者 池 田 修

奈良市企業局事務専決規程の一部を改正する規程

奈良市企業局事務専決規程（昭和41年奈良市水道局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「奈良市公営企業管理者」の次に「(以下「管理者」という。)」を加える。

第2条第4号中「合議課及び室」を「合議部」に改める。

第3条部長共通の部分の第2号中「、その工期」を「並びに当該契約に係る支出負担行為及び支出の決定並びにその工期」に改め、「及び支出」を削る。

第4条第1項中「課長は」を「課長（送配水管理センター所長を含む。以下同じ。）は」に改め、同項課長共通の部分の第2号中「、その工期」を「並びに当該契約に係る支出負担行為及び支出の決定並びにその工期」に改め、「及び支出」を削る。

第5条を第10条とし、第4条の次に次の5条を加える。

(代決)

第5条 管理者が不在のときは、特に重要なものを除き、経営部長がその事務を代決することができる。

2 管理者及び経営部長がともに不在のときは、特に重要なものを除き、事業部長がその事務を代決することができる。

第6条 部長が不在のときは、次長がその事務を代決することができる。

2 前項の場合において、次長が不在のとき、又は次長を置かない部にあつては、当該事務を主管する課長がその事項を代決することができる。

第7条 課長が不在のときは、課長補佐がその事務を代決することができる。

(代決の制限)

第8条 前3条の代決については、急施を要するもの又はその処理についてあらかじめ決裁者の指示を受けたもの限り、これを行うことができるものとする。

(後関)

第 9 条 代決した事務については、その後遅滞なく決裁者の後閲を受けなければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の奈良市企業局事務専決規程の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

(令和 3 年 5 月 31 日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 5 月 19 日

奈良市教育委員会

教育長 北 谷 雅 人

奈良市教育委員会規則第 8 号

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則（平成 24 年奈良市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表富雄南バンビーホームの項中「64 人」を「96 人」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和 3 年 5 月 19 日揭示済)

災 害 対 策 本 部

奈良市災害対策本部告示第 1 号

奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 3 年 5 月 10 日

奈良市災害対策本部長 仲 川 元 庸

奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示

奈良市災害対策本部規程（平成 22 年奈良市災害対策本部告示第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

部名	班名	所掌事務
各班共通		1 本部事務局及び他班との連絡調整に関すること。 2 管理施設等に関する被害状況の情報収集及び報告に関すること。 3 班内の連絡調整と部内協力に関すること。 4 班内業務計画の策定に関すること。 5 班内職員の活動計画に関すること。
本部事務局	本部事務班	1 本部の設置及び運営に関すること。 2 各部及び関係機関との連絡調整（他部に属するものを除く。）に関すること。 3 県本部への連絡及び報告に関すること。 4 自衛隊等への応援要請に関すること。 5 災害情報及び災害対策活動のとりまとめに関すること。 6 被害状況のとりまとめに関すること。 7 災害情報の発信及び防災行政無線の運用に関すること。 8 応急対策活動の調整に関すること。 9 各種協定（他部に属するものを除く。）に関すること。

総合調整部	総括班	1 被害状況の把握及び収集に関すること。 2 被害状況に基づく応急対策の調整に関すること。 3 本部事務局の支援に関すること。 4 本部長及び副本部長の特命に関すること。 5 災害予算及び災害時の資金運用に関すること。 6 災害に伴う財政計画及び政府機関との連絡に関すること。 7 その他各部に属さない事務の調整に関すること。
	広報班	1 災害時の広報（安否情報の広報を含む。）に関すること。 2 記録写真の作成及び保存に関すること。 3 報道機関との連絡調整に関すること。 4 本部長及び副本部長の秘書に関すること。
	職員班	1 被災職員の調査（安否確認）のとりまとめに関すること。 2 職員の動員及び配備に関すること。 3 職員及び派遣職員の宿舎、給与及び給食に関すること。 4 職員の健康管理及び衛生管理のとりまとめに関すること。
	地域班	1 各種民間団体の活用及び連絡調整に関すること。 2 所管地域の被害状況調査における調査班への協力に関すること。 3 土木、農林、簡易水道、下水道施設等の応急復旧等（月々瀬担当及び都祁担当に限る。）に関すること。 4 各地域における各班業務への協力に関すること。
総務部	総務対策班	1 来庁者等の安全確保に関すること。 2 災害視察者及び見舞者の対応に関すること。 3 通信及び通話の確保に関すること。 4 物資車両等の調達及び確保に関すること。 5 災害用車両の配車（総務班に属するものを除く。）に関すること。 6 庁舎等の応急復旧に関すること。 7 情報設備の応急対策に関すること。 8 災害の状況に応じ、総合調整部への協力に関すること。
	会計・契約班	1 災害に係る義援金等の管理に関すること。 2 災害予算の執行に関すること。 3 災害の状況に応じ、総合調整部への協力に関すること。
	調査班	1 被害家屋に係る調査に関すること。 2 り災証明書発行に関すること。 3 市税の減免等に関すること。 4 文化財に係る被害状況の調査及び県との調整に関すること。 5 災害の状況に応じ、総合調整部への協力に関すること。
土木復旧部	土木復旧第一班	1 道路、河川、橋りょう等の土木施設の応急復旧及び技術に関すること。 2 住宅内の障害物の除去に関すること。 3 下水道施設の応急復旧に関すること。 4 堤防等の危険測定及び応急復旧に関すること。 5 ため池、井せき等の危険測定及び応急復旧の指導に関すること。 6 水利組合との連絡調整に関すること。 7 り災農地、山林、ため池等の復旧に関すること。 8 り災農林業者に対する融資に関すること。 9 災害資金貸付に関すること。
		1 道路、河川、橋りょう等被害状況の把握・収集に関すること。

	土木復旧第二班	2 避難者の誘導に関する事。 3 被災宅地の危険度判定に関する事。 4 被災建築物の応急危険度判定に関する事。 5 応急仮設住宅の建築に関する事。 6 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づく住宅の応急修理に関する事。 7 市有施設の応急復旧に関する事。 8 公費家屋解体の申込受付及び解体業者の選定に関する事。
保健救護部	保健救護班	1 市医師会等との連絡調整に関する事。 2 市立奈良病院との連絡調整に関する事。 3 救護所の開設に関する事。 4 保健救護班員の配備に関する事。 5 救援救護に係る関係機関との連絡調整に関する事。 6 傷病者の応急手当、助産その他の救護に関する事。 7 飲料水及び食品衛生に関する事。 8 感染症の発生及びまん延の防止に関する事。 9 愛玩動物の収容対策に関する事。 10 被災者の健康管理に関する事。 11 被災地の環境保全に関する事。 12 浸水被害における家屋の消毒に関する事。
	衛生班	1 り災による遺体の収容及び埋火葬に関する事。 2 警察署及び消防班等との連携に関する事。
援護部	援護班	1 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）、災害救助法又は小災害に対する救助内規の適用手続に関する事。 2 災害ボランティア及び関係団体の受入れ、活用、連携及び連絡調整に関する事。 3 所管施設の使用協力に関する事。 4 災害援護資金の貸付けに関する事。 5 被災者生活再建支援金の申請等の受付に関する事。 6 応急仮設住宅の供与に関する事。 7 住宅の応急修理対象者の認定に関する事。 8 要援護者及び要配慮者に対する支援に関する事。 9 福祉避難所の開設及び運営に関する事。
市民支援部	市民支援班	1 生活必需品等の給（貸）与及び運搬に関する事。 2 応急物資の運搬及び配分に関する事。 3 救援物資（義援金を含む。）の受領及び配分に関する事。 4 保育所、こども園及び幼稚園を利用中の子どもの被害状況の把握、安全対策及び連絡調整に関する事。
	観光経済支援班	1 観光客及び帰宅困難者の被災状況の把握及び安全対策に関する事。 2 観光客及び帰宅困難者に関する連絡及び調整に関する事。 3 通訳支援に関する事。 4 国際関係に関する連絡及び調整に関する事。 5 協定企業等からの応急食糧の調達に関する事。 6 労働の供給に関する事。 7 被災中小企業者に対する融資に関する事。

		8	り災住宅の復旧資材購入あっせんに関する事
環境部	環境班	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11	災害時における廃棄物の処理に関する事。 廃棄物処理施設の管理及び応急復旧に関する事。 仮設トイレの調達及び関係業者との調整に関する事。 被災地域のし尿処理に関する事。 災害廃棄物の広報及び住民対応に関する事。 災害廃棄物の処理に係る関係主体との連携に関する事。 災害廃棄物処理実行計画に関する事。 被災家屋の公費解体事務に関する事。 災害廃棄物処理に係る補助金申請及び査定対応に関する事。 災害廃棄物仮置場の設置及び運営に関する事。 災害廃棄物の処理に関する受援計画及び体制に関する事。
消防部	消防班	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13	119 番通報を含む被害状況の把握及び情報収集に関する事。 職員及び消防団員の動員に関する事。 災害現場における救急活動に関する事。 災害現場における消防活動及び防災業務に関する事。 人命救助に関する事。 避難者の誘導に関する事。 消防無線通信の確保に関する事。 災害時の消防隊出動統制に関する事。 消防団員との連絡調整に関する事。 広報活動（広報班に属するものを除く。）に関する事。 部の経理及び給与に関する事。 消防活動の運用に関する事。 水防資材の調達及び保守管理に関する事。
水道部	総務班	1 2 3 4 5 6 7	水道被害状況の把握及び報告に関する事。 部内各班の連絡調整に関する事。 水道の応急対策活動等の調整に関する事。 広報（広報班に属するものを除く。）に関する事。 部内における被害状況のとりまとめに関する事。 部の災害用車両の管理と配車等に関する事。 部の経理及び給与に関する事。
	給水班	1 2	飲料水供給に関する事。 非常給水に関する事。
	復旧班	1 2	水道施設の被害状況の調査及び報告に関する事。 水道施設の応急復旧工事に関する事。
	水源班	1 2	水源及び浄水施設に係る被害状況の調査及び報告に関する事。 水源及び浄水施設の応急復旧工事に関する事。
避難所部	避難所統括班	1 2 3 4 5	部内の動員及び配備に関する事。 避難所に係る統括に関する事。 避難所における情報のとりまとめ及び報告に関する事。 社会教育等関係団体の活用及び連絡調整に関する事。 学校教育施設の使用協力に関する事。
	避難所支援班	1 2 3	避難所の開設及び避難者の収容（福祉避難所を除く。）に関する事。 避難所の管理運営の統括に関する事。 施設管理者等との連絡調整及び協力に関する事。

		4 学用品の配布に関すること。
	炊出し・食糧班	1 応急食糧の炊出し等による食糧の給付に関すること。
		2 炊出し等における関係機関との連絡調整に関すること。 3 避難所支援班への協力に関すること。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第5条・第6条・第7条関係）

部名	部長、副部長及び部長付	班名	班長及び副班長	班員
本部事務局	部長 危機管理監 部長付 危機管理監付参事	本部事務班	班長 危機管理課長	危機管理課
総合調整部	部長 総合政策部長 副部長 総務部理事 部長付 総合政策部次長 部長付 東部振興監	総括班	班長 総合政策課長 副班長 財政課長	総合政策課 財政課 法務ガバナンス課
		広報班	班長 秘書広報課長	秘書広報課
		職員班	班長 人事課長	人事課
		地域班	班長 西部出張所長 班長 月ヶ瀬行政センター所長 班長 都祁行政センター所長 班長 東部出張所長 班長 北部出張所長	西部出張所各課 月ヶ瀬行政センター各課 都祁行政センター各課 東部出張所 北部出張所
総務部	部長 総務部長 部長付 総務部次長 部長付 総務部参事 部長付 会計管理者	総務対策班	班長 資産管理課長 副班長 総務課長	資産管理課 総務課 情報政策課
		会計・契約班	班長 契約課長 副班長 会計課長	契約課 会計課
		調査班	班長 市民税課長 副班長 文化財課長	市民税課 資産税課 納税課 滞納整理課 文化財課
土木復旧部	部長 建設部長 副部長 都市整備部長 副部長 都市整備部理事 部長付 都市整備部次長 部長付 建設部次長 部長付 事業部次長 部長付 都市整備部参事	土木復旧第一班	班長 道路維持課長 副班長 農政課長	土木管理課 道路インフラ保全課 道路維持課 道路建設課 河川耕地課 公園緑地課 下水道事業課 農政課 ＪＲ奈良駅周辺整備事務所 西大寺駅周辺整備事務所
		土木復旧第二班	班長 都市計画課長 副班長 開発指導課長	都市計画課 都市政策課 ＪＲ新駅周辺整備推進課

					開発指導課 建築指導課 住宅課 営繕課 農業委員会事務局
保健救 護部	部長 健康医療部長 部長付 健康医療部理事 部長付 大井市民部次長 部長付 健康医療部次長 部長付 看護専門学校長	保健救護班	班長 医療政策課長 副班長 健康増進課長	医療政策課 健康増進課 新型コロナウイルスワク チン接種推進課 母子保健課 保健・環境検査課 保健衛生課 保健予防課 救護班員	
		衛生班	班長 斎苑管理課長 副班長 福祉医療課長	斎苑管理課 福祉医療課	
援護部	部長 福祉部長 部長付 福祉部次長	援護班	班長 福祉政策課長 副班長 障がい福祉課 長	福祉政策課 障がい福祉課 保護課 長寿福祉課 国保年金課 介護福祉課	
市民支 援部	部長 市民部長 副部長 子ども未来部長 副部長 観光経済部長 部長付 中川市民部次長 部長付 子ども未来部次 長 部長付 観光経済部次長 部長付 子ども未来部参 事	市民支援班	班長 地域づくり推進課 長 副班長 子ども政策課 長	地域づくり推進課 子ども政策課 保育総務課 保育所・幼稚園課 子育て相談課 児童相談所設置推進課 文化振興課 スポーツ振興課	
		観光経済支援 班	班長 観光戦略課長 副班長 産業政策課長	観光戦略課 産業政策課 奈良町にぎわい課	
環境部	部長 環境部長 部長付 環境部次長	環境班	班長 環境政策課長 副班長 廃棄物対策課 長	環境政策課 廃棄物対策課 リサイクル推進課 収集課 まち美化推進課 環境清美工場 土地改良清美事務所 クリーンセンター建設推 進課	
消防部	部長 両亭消防局次長 部長付 中村消防局次長	消防班	班長 総務課長 副班長 消防課長	総務課 消防課 予防課 救急課 指令課	

					中央消防署 南消防署 西消防署 北消防署 東消防署
水道部	部長 経営部長 副部長 事業部長 部長付 経営部次長 部長付 経営部参事	総務班	班長 共同事務推進課長 副班長 企業総務課長	共同事務推進課 企業総務課 経営企画課	
		給水班	班長 給排水課長 副班長 企業出納課長	給排水課 企業出納課	
		復旧班	班長 水道計画課長 副班長 水道工務課長	水道計画課 水道工務課	
		水源班	班長 送配水管理センター所長	送配水管理センター	
避難所部	部長 教育部長 副部長 議会事務局長 部長付 教育部次長 部長付 選挙管理委員会事務局長 部長付 監査委員事務局長 部長付 議会事務局次長 部長付 教育監 部長付 教育センター所長	避難所統括班	班長 教育総務課長 副班長 地域教育課長	教育総務課 教育施設課 地域教育課 共生社会推進課 子ども育成課	
		避難所支援班	(小学校担当) 班長 学校教育課長	避難所配置職員（小学校担当） 教育政策課 学校教育課 いじめ防止生徒指導課 議会総務課 議事調査課	
			(中学校担当) 副班長 教職員課長	避難所配置職員（中学校担当） 教職員課 教育支援・相談課 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局	
			(小・中学校以外担当) 副班長 中央図書館長	避難所配置職員（小・中学校以外担当） 中人権文化センター 東人権文化センター 南人権文化センター 中央図書館 一条高等学校	
		炊出し・食糧班	班長 市民課長 副班長 保健給食課長	市民課 保健給食課	

附 則

この告示は、令和 3 年 5 月 10 日から施行し、この告示による改正後の奈良市災害対策本部規程の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。

(令和 3 年 5 月 10 日掲示済)

正 誤 表

令和3年6月1日付け奈良市公報第49号

ページ	誤	正
1、2	奈良市公報号外第19号に掲載	令和4年奈良市公報号外第8号に掲載

令和3年6月16日付け奈良市公報第50号

ページ	誤	正
1、2	奈良市公報号外第19号に掲載	令和4年奈良市公報号外第8号に掲載